

# 森の里二丁目自治会ホームページ運用細則

## (目的)

**第1条** 森の里二丁目自治会ホームページ（以下「HP」という。）の管理運用について定める。HPを森の里自治連のホームページ内に開設し、インターネット環境を利用する会員向けに自治会からの情報の敏速な伝達により、自治会広報活動の円滑化を図ると共に会員相互の親睦の充実を目的とする。

## (HP実務担当者)

**第2条** 広報部長及び会長が委嘱した者をHP実務担当者として定める。

## (管理運営)

**第3条** HP実務担当者及び自治会役員は、下記のとおりそれぞれの役割を担い、適切にHPを管理・運営する。

- (1) 自治会長 運用管理について適切な指導を行う。情報公開可否権限を有する。行事の案内、その他掲載すべき情報をHP実務担当者に提供する。
- (2) 同副会長 同上
- (3) 自治会役員 行事の案内、その他掲載すべき情報をHP実務担当者に提供する。
- (4) HP実務担当者 掲載情報の収集及び、HPの管理や運用・公開を担当する。

## (会議)

**第4条** 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

## (役員会の責務)

**第5条** 役員会は以下に基づき適切な運営を行う。

- (1) 役員会にてHPへの掲載内容の選定を行う。
- (2) 記事や写真等掲載情報の収集は、HP実務担当者と役員が協力して行う。
- (3) HP掲載にあたっては個人情報の保護及び公序良俗の維持に公正に対処する。
- (4) 個人的な利益や営利を目的とした宣伝に利用されてはならない。
- (5) 公開が禁止されている情報及び同承認が得られていない情報の誤発信を防ぐため、最新の注意を払う。

## (掲載内容)

**第6条** HPには、生活を支援する情報や自治会の行事の予定・報告等を掲載する。なお、第8条に示す情報は禁止する。

## (掲載情報の修正及び削除)

**第7条** 既にHP公開済の情報について、閲覧者から訂正又は削除要求等が出された場合、HP実務担当者は情報公開可否権限者の承認を得た上で、要求部分の修正及び削除ができるものとする。

## (公開を禁止する情報)

**第8条** 公開する情報のうち以下に定める情報の公開を禁止する。

- (1) 氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報。ただし、本人の了解が得られている場合及び自治会役員が自治会活動上必要な連絡先として必要な氏名、住所、電話番号、メールアドレスを除く。
- (2) 法律に違反する行為、自治会及び第三者に不利益をもたらすもの。
- (3) 情報公開可否権限がHPへの掲載を不適切であると判断したもの。

## (免責事項)

**第 9 条** HP を利用したことにより発生した被害及び第三者に与えた損害については、森の里二丁目自治会は責任を負わないものとする。

**(細則の改定・廃止)**

**第 10 条** 本細則の改定・廃止は、役員会にて決定する。

附 則

この細則は、平成 29 年 1 月 8 日から施行する。